

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月5日

【四半期会計期間】 第161期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社きらやか銀行

【英訳名】 Kirayaka Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 栗野 学

【本店の所在の場所】 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

【電話番号】 023(631)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 青木 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番1号
株式会社きらやか銀行 東京支店

【電話番号】 03(3365)1131(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 遠藤 純一

【縦覧に供する場所】 株式会社きらやか銀行 東京支店
(東京都新宿区西新宿七丁目21番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年11月27日に提出いたしました第161期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）の四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態及び経営成績の分析

（資産の査定）

資産の査定の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【財政状態及び経営成績の分析】

（資産の査定）

資産の査定の額

（訂正前）

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,536	12,607
危険債権	46,827	46,327
要管理債権	15,285	13,456
正常債権	802,016	783,711

（訂正後）

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	85	126
危険債権	469	463
要管理債権	152	134
正常債権	8,109	7,931